

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和7年度下関港を活用した賑わい空間形成検討業務
業 務 概 要	本業務は、下関港海岸の高潮対策整備事業において、山陽地区の水門等設計時における土質調査、水門等設計・製作・施工における技術課題の抽出及び検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 寺園 正彦 九州地方整備局 下関市東大和町2-29-1
契 約 年 月 日	令和7年10月8日
契 約 業 者 名	一般財団法人ウォーターフロント協会
契約業者の住所	東京都千代田区一番町10番地10号
契 約 金 額	10,010,000 円(税込み)
予 定 価 格	10,868,000 円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務を実施するにあたり、これらに関する豊富な知識及び高度な技術力を要することから、受注業者に対しては、1. 予定管理技術者の経験及び能力(資格、専門技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマ(下関港海岸の水門の整備に際し、整備の安全性・確実性を担保するための、現地特性をふまえた設計・施工上の課題と対応策について)の観点から技術提案書の提出を求めたものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、令和6年度下関港海岸技術課題検討業務沿岸防災技術研究センター・パシフィックコンサルタンツ設計共同体が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和7年10月8日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月13日
備 考	